

【山北町】 世附地区森林整備推進協定を締結しました！



(左より敬称略)

山北町長 神奈川県県西地域県政総合センター所長 王子木材緑化(株)代表取締役社長 東京神奈川森林管理署長



4者による協定の調印

令和2年3月24日 山北町役場において、山北町・神奈川県県西地域県政総合センター・王子木材緑化株式会社・東京神奈川森林管理署の4者により「世附地区森林整備推進協定」の調印式が行われました。

この協定は、神奈川県足柄上郡山北町 世附地区の森林・林業の再生に向け、森林の持つ多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、民有林と国有林が連携・協力して取り組んでいくことを取り決めるものです。

協定の概要

- ◎ 協定締結者 神奈川県 足柄上郡 山北町 町長 湯川 裕司
神奈川県県西地域県政総合センター 所長 川瀬 良幸
王子木材緑化株式会社 代表取締役 社長 大原 寛信
東京神奈川森林管理署 署長 清水 俊二
- ◎ 協定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
※ 有効期間満了に当たっては協議の上延長ができる。
- ◎ 協定面積 民有林：約735ha 国有林：約537ha 合計：約1,272ha
- ◎ 事業計画 民有林：間伐約26ha 路網整備：約5,200m 木材生産：約3,700m³
国有林：間伐等約41ha 路網整備：約940m 木材生産：約1,900m³
事業の実施にあたっては4者による運営会議のもと進めることとしています。



【調印式の様子】
山北町長あいさつ



【調印式の様子】



【調印式の様子】
東京神奈川森林管理署長
あいさつ

世附地区森林整備推進協定

ダイジェスト版

森林整備推進協定とは

地方自治体、民有林所有者等と森林管理署等とが森林整備推進に関する協定を締結し、民有林と国有林が隣接する地域の森林において、協定者が連携して路網整備や間伐等の森林施業などを進めるものです。

目的（第2条）

この協定は、山北町世附地区の森林・林業の再生に向け、森林の持つ多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、山北町、神奈川県県西地域県政総合センター、王子木材緑化株式会社、東京神奈川森林管理署が連携、協力して地域林業の活性化に向けて取り組むことを目的とする。

連携・協力事項（第3条）

協定者は、前条の目的の達成に向け、次に示す事項について情報交換・情報共有をはじめ連携・協力を努めるものとする。

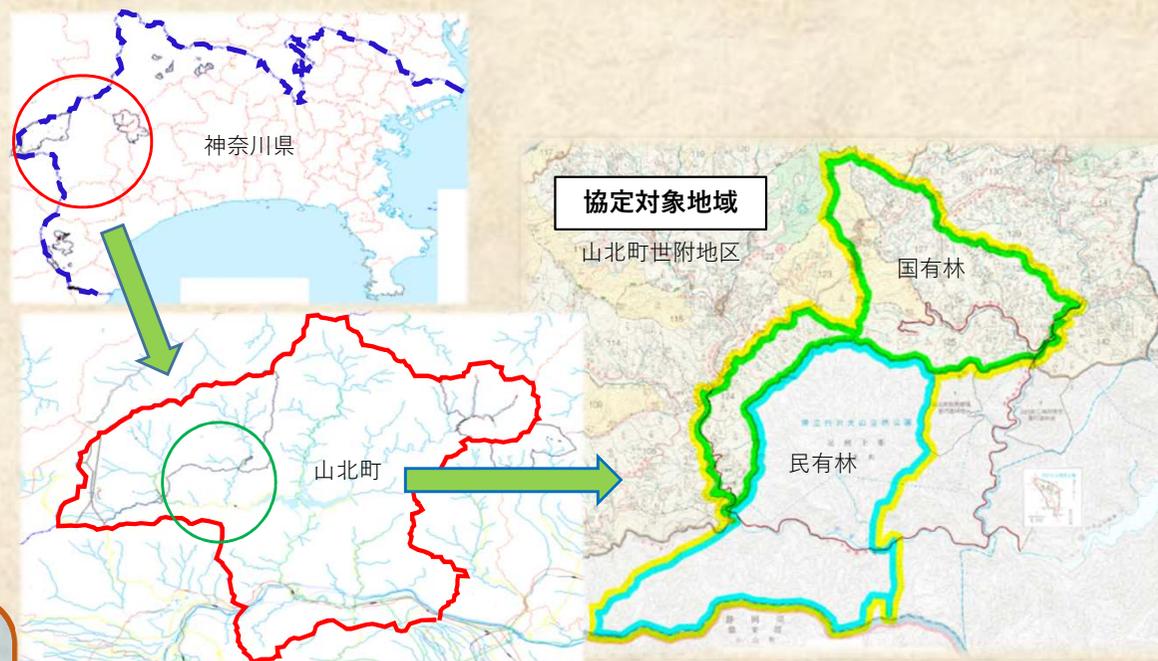
- ① 森林共同施業団地の円滑な運営
- ② 造林、保育、伐採、低コスト・省力化、林地保全、獣害対策等に関する技術交流
- ③ 協調出荷等による地域材の安定供給
- ④ 自然災害等への対応
- ⑤ その他第10条に定める運営会議が必要と認める事項

各協定者の役割（第4条）

山北町：民有林行政の立場から地域林業の活性化を推進する。
県西地域県政総合センター：森林の公益的機能に配慮した施業の推進が図られるよう必要な情報の提供、助言等を行う。
王子木材緑化株式会社：民有林整備の主体として森林整備等の実行に努める。
東京神奈川森林管理署：民有林と連携を図り、国有林の管理経営と、施業技術等に関する知見等の提供に務める。

対象地域の位置及び面積（第5条）

山北町世附地区の森林1,272.14ha（民有林735.41ha 国有林536.73ha）



協定期間における森林整備計画量（森林整備面積：67.15ha）

区分	施業種	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国有林	路網	m	400	540	
	間伐	ha			32.00
	保育	ha		0.95	8.20
	木材生産	m ³			1,920
民有林	路網	m	1,800	1,700	1,700
	間伐	ha	9.00	8.50	8.50
	保育	ha			
	木材生産	m ³	1,300	1,200	1,200

協定の有効期間（第8条）

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし有効期間満了に当たっては、協定者間で協議の上、有効期間を5年間延長できるものとする。